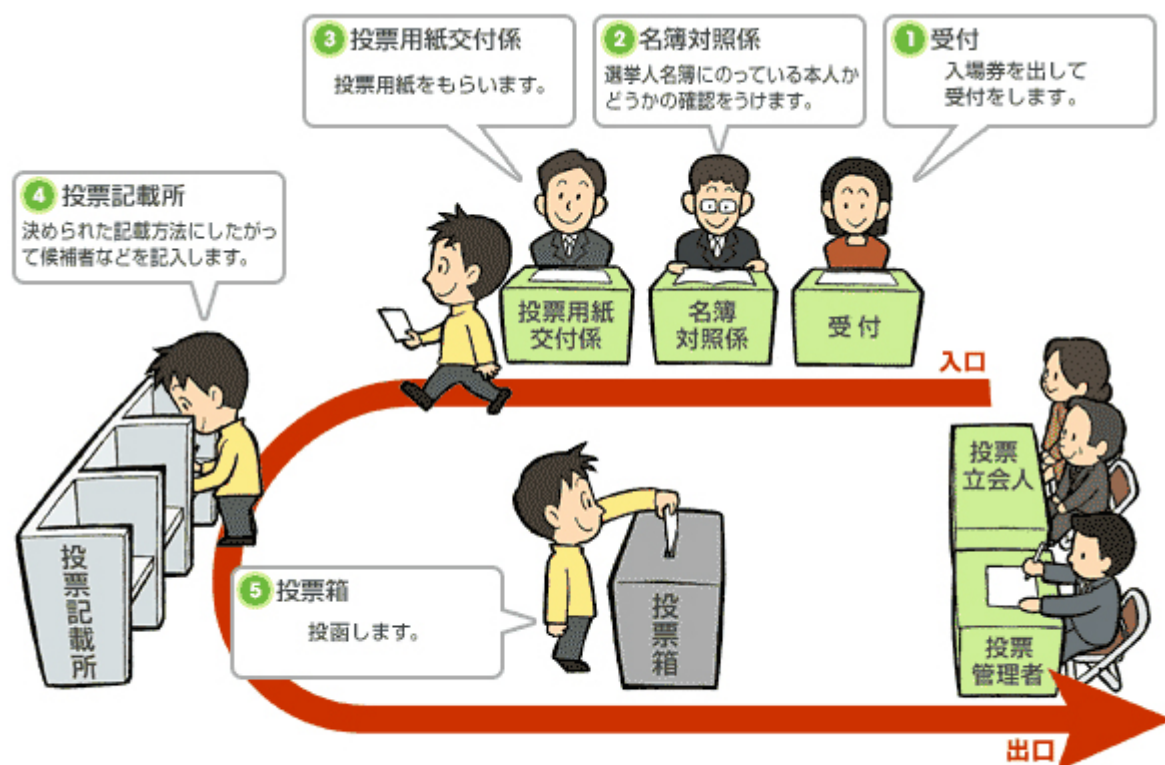


選挙を知ろう！

投票に関する Q&A

職務代理者 & 庶務(案内)係 必 読！



出所：財団法人 明るい選挙推進協会

■投票日当日は何時から何時までできるの？



・投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票所の閉鎖（午後8時）の時点で、投票所内にいる方は投票ができます。

■投票所入場券に書いてある投票所とは、別の投票所で投票できないの？

・投票所では、本人と選挙人名簿抄本とを対照したあとに投票を行いますが、この選挙人名簿抄本は投票所の区域ごとに作られ、その投票所の区域にかかる分だけを備えています。

・このため、決められた投票所でしか投票できません。



■家族が投票に行かない（行けない）ので代わりに投票してもいいの？

・投票は、本人が投票所に直接出向いて行うことが原則であり、家族の方が本人の代わりに投票することはできません。

■家で寝たきりの人の投票制度は？

・郵便等による不在者投票制度があります。「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」をお持ちの方で、一定の障がい又は要介護5に該当する方は、自宅等で投票用紙に自書し、郵便等で選挙管理委員会へ送付する方法で不在者投票ができます。この制度を利用するためには、あらかじめ市区町村の選挙管理委



員会に申請を行い、一定の障がい等に該当するとして、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。



■投票所に愛犬を連れて投票に行ってもいいの？

- ペット（補助犬は除く。）を連れての投票所への来場はご遠慮ください。
- やむなくお連れになった場合は、投票所の外にリードを結わして待たせていただくか、ご家族交代で抱きかかえて投票所の外でお待ちください。
- 小型犬等で、どうしても一緒での投票が必要な場合は、選挙人が終始抱きかかえた状態で投票を行ってください。

■ベビーカーを押して投票所に行ってもいいの？

- 投票所は、土足で入場できるようになっておりますので、ベビーカーを押したままお入りください。
- 投票所の入口には、段差解消のためにスロープを設けておりますが、必要なときは係員にお申出ください。



■インターネットで投票できるの？

- 現在の投票制度は、選挙当日、自ら投票所に足を運んで、選挙人名簿に登録されていることの確認を経て、交付された所定の投票用紙を用いて投票しなければならないこととなっています。この例外として、期日前投票と不在者投票がありますが、それ以外の方法であるインターネットでの投票はできません。

・なお、平成 25 年 4 月 19 日、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、インターネットを使った選挙運動が可能となりましたが、インターネットでの投票ができるようになったわけではありませんのでご注意ください。



■最近、狛江市内で転居しました。転居前と転居後のどちらの投票所で

投票すればいいの？

・告示日前 1 週間ぐらいの間に転居した場合は、転居前の投票所で投票することになる場合があります。入場券で確認するか選挙管理委員会へお問い合わせください。



■「投票所入場整理券」が届かないときや、なくしたときはどうすればいいの？

・投票所入場整理券は、選挙人に対して選挙が行われることをお知らせするとともに、投票所で選挙人名簿との本人照合をスムーズに行うために送付しているもので、投票用紙の引き換え券ではありません。

・投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、本人確認のうえ投票所入場整理券の再発行をして投票をすることができます。投票所で係員にお申し出ください。



■間違って家族の「投票所入場整理券」を持ってきてしまった

ときはどうすればいいの？

・ご本人の投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、本人確認のうえ投票所入場整理券の再発行をして投票をすることができます。投票所で係員にお申し出ください。

■仕事やレジャーなどで投票日当日、投票所に行けない

ときはどうすればいいの？



・投票日当日、投票所に行けないときは、期日前投票制度、不在者投票制度を利用してあらかじめ投票することができます。

■投票所に候補者等の氏名を書いたメモや選挙公報を持ち込むことはで

きるの？

・選挙人が自らの備忘録としてのメモを投票所に持ち込むことはできます。また、選挙公報や法定ビラも持ち込むことができますとされています。



・しかし、メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票の干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等と見間違えられることにもなりかねませんので、注意が必要です。

・なお、お持ちになったメモ等を記載台等に置き忘れのないようにご注意願います。

■体が不自由な方のための選挙制度にはどのようなものがあるの？

- ・ 次のような方法で投票することができます。

(1)代理投票

・ けがなどで、自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出ていただければ、投票所の職員が選挙人に代わって投票用紙を代筆する代理投票という制度があります。

(2)点字投票

- ・ 目が不自由な方は、点字を用いて投票することができます。



・ 点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字専用の投票用紙をお渡ししますので、それで投票することができます。点字器をお持ちでない場合も簡易な点字器を投票所に備えてありますので、その場合も投票所の係員にお申し出ください。

(3)郵便等による不在者投票

・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険被保険者証をお持ちの方は、その障害等の程度により、必要な手続きをすれば、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

(4)病院等の指定施設内での不在者投票

・ 都選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。

■代理投票をするにはどうすればいいの？

- ・ 投票所の受付で、代理投票をしたい旨を申し出てください。
- ・ 支援カードをお持ちの方は、カード右肩の「代理投票の有無欄」に記載のうえ、投票所の受付に提出してください。

・いずれも、案内係にご案内して、必要な支援の内容等を口頭又は支援カードの記載で確認させていただいた上で、代理投票をさせていただきます。その際に、代理投票の申請書も案内係で作成させていただきます。

・なお、確認した支援カードについては、内容を確認後、お返しします。

■支援カード(知的障がい者用)はどうすればいい

の？

・事前に投票所内で受けたい支援や配慮してもらいたい事項をご記入ください。

・投票所の受付で、記入済みの支援カードをご提出ください。

・案内係にご案内して、必要な支援の内容等を口頭又は支援カードの記載で確認させていただいた上で、必要な支援（並びに代理投票）をさせていただきます。

・なお、確認した支援カードについては、内容を確認後、お返しします。



■投票したい候補者の名前を忘れてしまいました。顔写真

があれば分かるのですが？

・案内係に申し出てください。

・案内係の席上で選挙公報をお見せいたしますので、その選挙公報で顔写真と氏名をご確認ください。



■投票所内に家族(介助者等)が同伴して、投票用紙に代筆してもいいの？

- ・投票所内の秩序が損なわれる場合を除き、選挙人に同伴する補助者、介助者及びお子様の投票所への入場を制限していませんが、これらの方が選挙人に代わって投票用紙へ記載することはできません。
- ・心身の故障その他の事由により選挙人が投票用紙に候補者の氏名等を記載できない場合は、投票所の係員が選挙人の投票を補助する(代筆する)代理投票ができますので、投票所の係員にお申し出ください。

■意思表示が困難な選挙人に代わって家族が投票する方法はあるの？

- ・選挙は本人が投票所に行き自らの意思で投票することが原則であることから、意思表示が困難である場合には投票をすることはできません。これは投票所の係員が選挙人の投票を補助する代理投票においても同様です。したがって、家族の方が本人に代わって投票するような方法はありません。



■高齢者や体が不自由な方のために投票所にはどのようなものがあるの？

- ・各投票所の受付には、候補者情報が掲載された選挙公報、目が不自由な方のための拡大鏡、老眼鏡、文鎮、点字器が、また、耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関するやり取りができるコミュニケーションボードや筆談ボードが置いてあります。



・この他、車いすの方のために、高さの低い1人用記載台を設置していますので、ご利用の際はお気軽に係員にお申し出ください。

■投票する際の注意事項はあるの？

・投票用紙に候補者氏名を記入する際は、省略せず正確に記入をしてください。

◆無効投票となる主な記載例

- ・候補者の誰を書いたのか確認し難いもの
- ・候補者名又は政党名の他に何か記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・単に雑事を記載したもの
- ・白紙投票



・記入ミスをした投票は無効投票として扱われる場合もあり、民意を正しく反映することができません。貴重な一票を確実に政治に活かすためにも、正確な記入をお願いします。

■どうして選挙では筆記具として鉛筆を使うの？

・投票用紙は、投票箱の中で折り畳まれた状態から自然に開く「ポリプロピレン樹脂」を主原料とする「合成紙」が使用されていて、インクの種類によっては弾かれてしまうこともあるので、「鉛筆」を用いています。

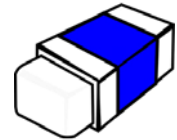
・そのほか、芯が減ったり折れてしまっても削れば再び使えます。それに筆圧が低い方、つまり手に力が入らない方でも軽く書けますし、用紙が汚れたり投票箱の中でくっつく原因となるインクも使っていません。



■投票用紙に間違えて書いてしまった場合はどうしたらいいの？

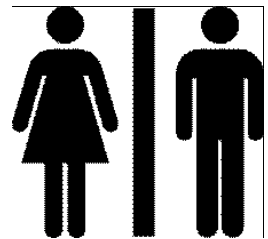
・二重線で消して横に書き直します。投票用紙に余分なことを書くと投票が無効になりますが、訂正のための二重線は構いません。

・または、案内係に消しゴムを用意してありますので、お申し出ください。



・場合によっては、用紙の交換にも応じます。

■投票している時(投函前)にトイレに行きたくなりました。



どうしたらいいの？

・係員にお申し出ください。入場整理券と引き換えに、投票用紙（記載済み可）を一旦回収させていただき、トイレにご案内いたします。

・再入場の際は、入場整理券をお持ちください。

■投票箱に投票用紙と一緒に自転車の鍵を入れてしまいました。

どうしたらいいの？

・申し訳ございません。投票箱は開票所でなければ、開けることができません。



・開票所で鍵を回収させていただき、ご連絡を差し上げますので、お待ちください。なお、開票は夜の作業になりますので、ご連絡は明朝以降になりますのでご了承ください。

■雨の日の投票。濡れたカサはどうしたらいいの？

- ・小雨等であれば、持ったままご入場いただく場合もあります。
- ・原則、投票所入口に、カサ入れをご用意いたしますので、ご利用ください。入場口と、退場口が異なる場合などについては、係員の誘導に従ってください。

